

個人発表および自主企画シンポジウムにおける発表 に関するガイドライン

組織・運営 ガイドライン第12号

2018年11月17日制定

1章 総則

第1条 「社会福祉士学会個人発表および自主企画シンポジウムの運営規程」第3条に基づき、発表の資質向上と分科会運営を円滑に行うためのガイドラインを定める。

第2条 「個人発表」「自主企画シンポジウム」（以下「発表」という）は、別途定める規程、ガイドライン、研究倫理指針、等に従って研究および発表を行わなければならない。

2章 応募

第3条 「社会福祉士学会「個人発表」「自主企画シンポジウム」発表共通申込書」（以下「申込書」という）に記載されている氏名、所属と、抄録原稿の記載は同一でなければならない。

第4条 申込書には都道府県社会福祉士会に届出ている氏名を用いなければならない。本会会員以外の者については、所属する組織に届出ている氏名であることを原則とする。

第5条 発表を行う登壇者、コーディネーター、シンポジスト等の者（以下「発表者」という）の所属は1か所のみ記載することができる。

第6条 共同研究者として記載できるのは、実際に共同研究した者でなければならない。

第7条 学会発表では、いかなる理由があっても「個人発表」と「自主企画シンポジウム」を同時にエントリーすることができない。

第3章 学会発表における抄録原稿の執筆および修正

第8条 申込書に記載されている「社会福祉士学会 分科会発表原稿申込自己チェックリスト」に書かれている内容についての責任は、発表者にあることを理解して執筆及び申込みを行わなければならない。

第9条 採択された抄録原稿に対して、学会運営委員会から修正を求められた場合、真摯に対応

しなければならない。

第10条 執筆者を含め関係者全員が日常業務を行いながら学会運営ならびに大会準備にあたり、
ていることを理解し、抄録原稿の提出期限を守らなければならない。

4章 学会発表時の遵守事項

第11条 配布資料

- (1) 「個人発表」の場合、配布する資料は定められた期限までに学会運営委員会に提出し、許可を得なければならない。
- (2) 別に定める配布資料のサイズや形式を遵守しなければならない。
- (3) 配布資料の残部は大会会場では廃棄せず、発表者の責任で必ず回収し、持ち帰らなければならない。
- (4) 分科会会場では事前に許可された資料以外、配布することはできない。

第12条 発表

- (1) 開催直前の打ち合わせに指定された時間までに出向き、参加しなければならない。
- (2) 発表者の変更は認めない。ただし、発表者またはシンポジスト、コーディネーターなどの登壇者が大会当日欠席する場合、共同研究者として抄録に記載がある会員のみ代理で発表、もしくは登壇することができる。それ以外のものは認めない。

附 則

この規則は、2018年11月17日から施行する。